

審決

不服 2017- 10202

大阪府豊中市豊南町南5-7-11
請求人 株式会社アイセイ

大阪府大阪市中央区南船場1丁目15番14号 堺筋稲畑ビル2階 藤本昇特許事務所
代理人弁理士 藤本 昇

大阪府大阪市中央区南船場1丁目15番14号 堺筋稲畑ビル2階 藤本昇特許事務所
代理人弁理士 野村 慎一

意願 2016- 22578 「コンタクトレンズ」拒絶査定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

原査定を取り消す。
本願の意匠は、登録すべきものとする。

理 由

1. 本願意匠

本願は、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする、平成28年（2016年）10月17日の意匠登録出願であって、その意匠（以下「本願意匠」という。）は、意匠に係る物品を「コンタクトレンズ」とし、その形態を願書及び願書に添付された図面に表されたとおりとしたものである。（別紙第1参照）

2. 原査定における拒絶の理由および引用意匠

原査定において、本願意匠が最先の意匠登録出願人に係る意匠に該当しないため、意匠法第9条第1項の規定により、拒絶の理由として引用された意匠（以下「引用意匠」という。）は、平成28年（2016年）4月27日の意匠登録出願であって、特許庁が平成28年（2016年）10月17日に発行した意匠公報掲載の意匠登録第1561180号（出願番号 意願 2016-9339号）「コンタクトレンズ」の意匠であって、その形態は、同公報に掲載されたとおりのものである。（別紙第2参照）

3. 両意匠の対比

両意匠を対比すると、まず、意匠に係る物品については、両意匠は、いずれも「コンタクトレンズ」であり、両意匠の意匠に係る物品は一致する。

両意匠の形態については、主として、以下のとおりの共通点及び差異点がある。

なお、両意匠を対比するため、引用意匠の向きを本願意匠の図面の向きに揃えたものとして、以下、それぞれ形態を認定し、対比する。

（1）共通点

（A）全体を、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体とし、平面視中央の曲面体の中心点を囲む無模様の中央円形部（以下「中央円形部」という。）と一番外側にある無模様の曲面体の外周端部（以下「外周端部」という。）を有し、中央円形部寄りである内周部（以下「内周部」という。）と外周端部寄りの外周部（以下「外周部」という。）に模様を配し、外周部を暗調子とした点、

（B）内周部の内側寄りの部位（以下「内周部内側」という。）には、明調子で外周寄りから中心部に向かって延伸する斑点模様（以下「内周内側斑点

模様」という。)を設け、内周内側斑点模様は、中央円形部の中心点から放射状に配置され、中央円形部寄りが先細の略三角形でジグザグ状となって長さが一様ではなく、中央円形部寄りが小さめの斑点となっている点、

(C)内周部の外側の外周部寄りの部位(以下「内周部外側」という。)には、暗調子で外周部から中心部に向かって延伸する斑点模様(以下「内周外側斑点模様」という。)を設け、内周外側斑点模様は、中央円形部の中心点から放射状に、内周内側斑点模様とずらして配置され、頂点が中央円形部寄りの略三角形の凹凸状となって長さや形状が一様ではない点、

(D)外周部に内周外側斑点模様の外側に連続する様に、多数の小型円形からなる規則的なドット模様(以下「外周ドット模様」という。)を環状に配した点、

において主に共通する。

(2) 差異点

(ア)内周外側斑点模様について、本願意匠は、斑点の大きさや形状が不規則で外周部寄りに不定形で大きめの斑点が多く見えるのに対して、引用意匠は、均一に斑点模様が拡散して見える点、

(イ)外周ドット模様の態様について、本願意匠は、略格子状に外周ドット模様が表され、外周端部寄りに小さなドットを設けているのに対して、引用意匠は、略斜め格子状に表され、同じ大きさのドットを配している点、

(ウ)内周内側斑点模様の態様について、本願意匠は、中央円形部寄りに極小の斑点模様を配し、ドットの大小が細やかであるのに対して、引用意匠は、中央円形部寄りもあまりドットの大きさが変わらない点、

(エ)内周内側斑点模様の色彩について、本願意匠は、無彩色の明調子であるのに対して、引用意匠は、やや明るい茶色である点、

(オ)全体の高さや直径の比が、本願意匠は、約1:3.8で高めであるのに対して、引用意匠は、約1:5.5で低めである点、
において主な差異が認められる。

4. 類否判断

(1) 共通点

そこで検討するに、共通点(A)については、全体を、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体とし、正面視中央の曲面体の中心点を囲む無模様の中央円形部と無模様の外周端部を有し、内周部と外周部に模様を配し、外周部を濃黒色とした態様は、全体の構成が共通するものではあるが、この種の物品分野においては、両意匠以外にも既に多数見られる、ありふれた態様といえるものであるから、両意匠のみに認められる格別の特徴とはいえず、全体の構成が共通している点のみでは両意匠を類似と判断するまでには至らないものであるから、この点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は一定程度に留まるものである。

次に、共通点(B)についても、内周部内側に、明調子で外周寄りから中心部に向かって延伸する内周内側斑点模様を設け、内周内側斑点模様が中央円形部の中心点から放射状に配置され、中央円形部寄りが先細の略三角形でジグザグ状となって長さが一様ではなく、中央円形部寄りが小さめの斑点となっている態様が共通しているが、この種の物品分野においては、両意匠以外にも既に見られるもので、両意匠のみに認められる格別の特徴とはいえず、この点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱である。

また、共通点(C)についても、内周部外側に、暗調子で外周部から中心部に向かって延伸する内周外側斑点模様を設け、内周外側斑点模様が中央円形部の中心点から放射状に、内周内側斑点模様とずらして配置され、頂点が中央円形部寄りの略三角形の凹凸状となって長さや形状が一様ではない態様が共通しているが、この種の物品分野においては、両意匠以外にも既に見られるもので、両意匠のみに見られる特徴とはいえないものであるから、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱である。

そして、共通点(D)についても、外周部に内周外側斑点模様の外側に連続する様に、多数の小型円形からなる規則的な外周ドット模様を環状に配した態様が共通しているが、両意匠と同様に、外周部に規則的な外周ドット模様を環状に配した態様は、他にも見られるありふれた態様といえるものであり、両意匠のみに共通する態様とはいえず、この点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱である。

そうすると、共通点全体として両意匠の類否判断に与える影響を考慮しても、両意匠の類否判断を決定付けるに至るということとはできない。

(2) 差異点

これに対して、差異点に係る態様が相まって生じる視覚的な効果は、両意匠の類否判断を決定付けるものである。

すなわち、まず、差異点（ア）の内周外側斑点模様について、本願意匠は、斑点の大きさや形状が不規則で外周部寄りに不定形で大きめの斑点が多く見えるため、不定型な印象を与え、外周部寄りが濃い印象を与えるのに対して、引用意匠は、均一に斑点模様が拡散して見えるため、規則的な印象を与え、中央円形部寄りまで濃い部分が拡散した印象を与えるもので、本願意匠の斑点模様とは、見た目の印象が明確に異なるものであり、その差異は、両意匠の類否判断に影響を大きな与えるものといえる。

次に、差異点（イ）の外周ドット模様の態様について、略格子状に外周ドット模様が表され、外周端部寄りに小さなドットを設けている本願意匠の態様は、自然な印象を与えるものといえ、それに対して引用意匠は、略斜め格子状に表され、同じ大きさのドットを配しているため、外周端部寄りがはっきりとしたドット模様に見えるもので、規則的な印象を与えるものといえ、この種の物品分野における需要者にとって、本願意匠の態様とは、別異の印象を与えるものであるから、その差異は、両意匠の類否判断に影響を与えるものといえる。

また、差異点（ウ）の内周内側斑点模様の態様について、本願意匠は、中央円形部寄りに極小の斑点模様を配し、ドットの大小が細やかで、結果的に自然な眼の状態に見えるのに対して、引用意匠は、中央円形部寄りもあまりドットの大きさが変わらないため、結果的に瞳の中に黒い部分が多くなって、大きな瞳であるとの印象を起こさせるものといえ、共通する態様の中での部分的な差異ではあるが、両意匠の使用時の印象が異なるもので、その差異は、両意匠の類否判断に影響を与えるものといえる。

そして、差異点（エ）の色彩の差異については、確かにその差異が認識できるものではあるが、既に多数の色彩を有するコンタクトレンズの分野においては、色彩の差異のみによって、両意匠を別異のものとするほどの大きな差異とはいえないが、その差異は、両意匠の類否判断に僅かに影響を与えるものといえる。

さらに、差異点（オ）の高さの差異については、この種のコンタクトレンズの分野においては、実施される態様として、ある程度のバリエーションが想定されるものであり、その高さの差異が全体の類否判断に与える影響は大きなものとはいえないが、その差異は、両意匠の類否判断に僅かに影響を与えるものといえる。

(3) 小括

以上のとおり、両意匠は、意匠に係る物品が一致するが、その形態において、差異点が共通点を凌駕し、それが両意匠の意匠全体として需要者に異なる美感を起こさせるものであるから、両意匠は類似しないものと認められる。

5. むすび

したがって、本願意匠は、意匠法第9条第1項の規定に該当せず、原査定 of 拒絶の理由によって、本願を拒絶すべきものとすることはできない。

また、他に本願を拒絶すべき理由を発見しない。

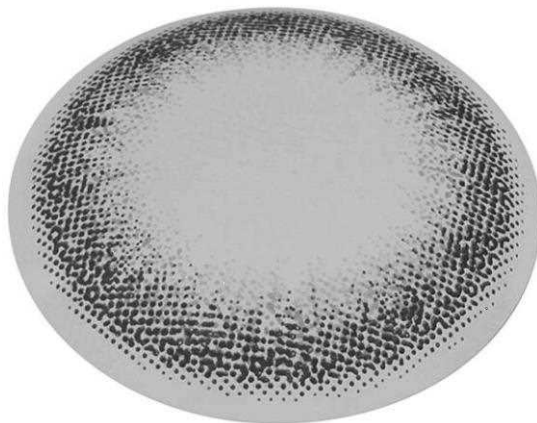
よって、結論のとおり審決する。

平成29年12月22日

審判長	特許庁審判官	内藤 弘樹
	特許庁審判官	斉藤 孝恵
	特許庁審判官	正田 毅

【意匠に係る物品】コンタクトレンズ

斜視図



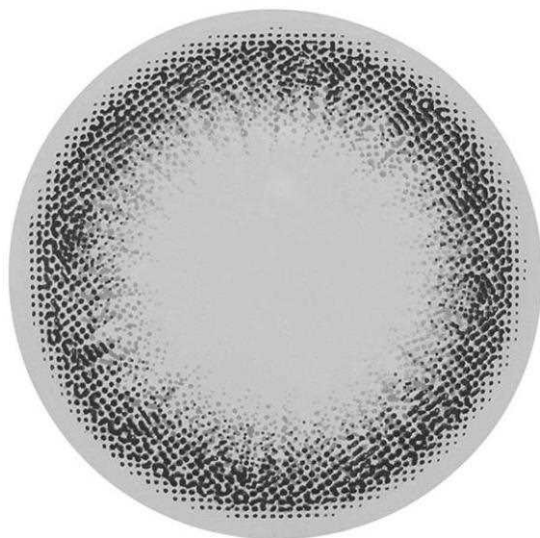
正面図



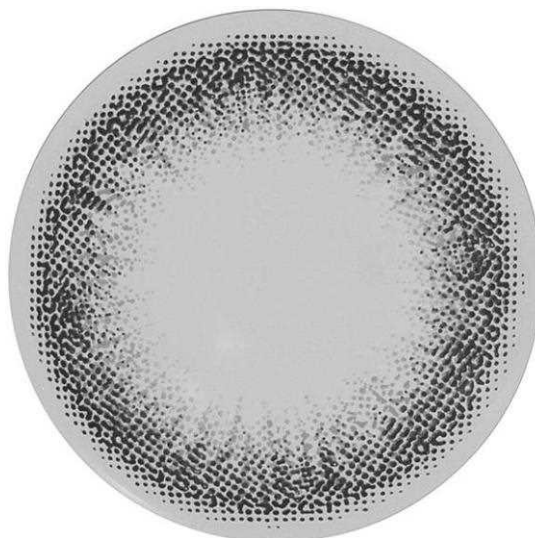
背面図



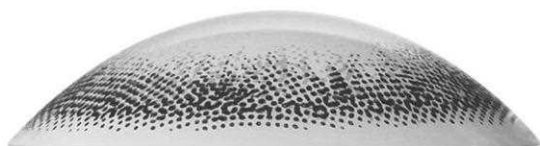
平面図



底面図



左側面図



右側面図



特許庁が平成28年(2016年)10月17日に発行した意匠公報記載
意匠登録第1561180号

【意匠に係る物品】コンタクトレンズ

【意匠の説明】本物品は透明体である。正面図、背面図、平面図、底面図、右側面図、左側面図、斜視図1、及び斜視図2の表面部全面に表された濃淡は、立体表面の形状を表す濃淡である。

斜視図1



斜視図2



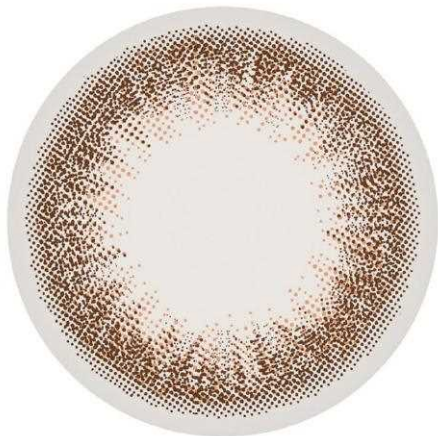
平面図



左側面図



正面図



右側面図



背面図



底面図



審判長	特許庁審判官	内藤	弘樹	9007
	特許庁審判官	正田	毅	9102
	特許庁審判官	斉藤	孝恵	8101